

令和 5 年度前期

破碎鉄屑等及び未破碎金属屑等売却業務一般競争入札公告

一宮市告示第 68 号

令和 5 年度前期 破碎鉄屑等及び未破碎金属屑等売却業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び一宮市契約規則（昭和 50 年一宮市規則第 16 号）第 35 条の規定により公告する。

令和 5 年 2 月 16 日

一宮市長 中 野 正 康

1. 入札に付する事項

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| (1)業 務 名 | 令和 5 年度前期 破碎鉄屑等及び未破碎金属屑等売却業務 |
| (2)施 行 場 所 | 一宮市奥町字六丁山 52 番地 一宮市環境センター内 |
| (3)履 行 期 間 | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日まで |
| (4)業 務 内 容 | 別紙仕様書のとおり |

2. 入札に参加する者に必要な資格及び条件

次に掲げる要件をすべて満たしている者

- (1)令和 5 年度前期 破碎鉄屑等及び未破碎金属屑等売却業務に関する仕様書による令和 5 年度前期 破碎鉄屑等及び未破碎金属屑等売却業務が行えること。
- (2)入札日時点における令和 4・5 年度一宮市入札参加資格者名簿（物品）（以下「名簿」という。）の「物品の買受」（大分類）「不用品買受」（中分類）「金属屑」（小分類）に登載されていること。
- (3)入札日時点の名簿に記載されている、契約を締結する営業所等の所在地が一宮市内若しくは愛知県内近隣市町村にあること。

愛知県内近隣市町村とは次の市町村をいう。

愛西市、あま市、稲沢市、犬山市、岩倉市、尾張旭市、春日井市、北名古屋市、清須市、江南市、小牧市、瀬戸市、津島市、長久手市、名古屋市、日進市、弥富市、海部郡大治町、海部郡蟹江町、海部郡飛島村、西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町、丹羽郡扶桑町

- (4)次に掲げる事項をいずれも満たしているもの。

- ①地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当していないこと。
- ②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、手続開始の申立てがなされているもの（手続開始決定後、資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- ③この公告の日から開札の日までの期間において、「一宮市が行う事務又は事業から

の暴力団等の排除に関する合意書」(平成 24 年 12 月 18 日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結)に基づく排除処置を受けていないこと。

3. 現地説明について

現地説明を希望する方は、一宮市環境部施設管理課まで電話又は E メールにて事前に申し込みすること。

4. 入札執行日時 令和 5 年 3 月 10 日 (金) 午後 2 時 30 分

5. 入札書類 入札書 (様式第 1)

代理人による入札の場合は、委任状 (様式第 2) も必要

6. 開札執行日時 入札後直ちに行う

7. 入・開札場所 一宮市環境センター 3 階 会議室

8. 入札参加申出書等の配布及び申出方法

(1) 配布期間及び配布方法

公告日から令和 5 年 3 月 3 日 (金) までの執務時間内 (市の休日を除く) に一宮市環境センター内の一宮市環境部施設管理課にて配布。又は、市ウェブサイト (しごと・産業→入札情報→環境センターに関する入札情報) でダウンロード可能。

(2) 申出期間及び申出方法

公告日から令和 5 年 3 月 3 日 (金) までの執務時間内 (市の休日を除く) に入札参加申出書 (様式第 3) を持参により一宮市環境センター内の一宮市環境部施設管理課へ提出すること。

9. 仕様書及び契約条項の提示

公告日から令和 5 年 3 月 3 日 (金) までの執務時間 (市の休日を除く) に一宮市環境部施設管理課において行う。

10. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 無

(2) 契約保証金 無

11. 入札の無効

一宮市契約規則第 37 条の規定に該当する入札及び本公告に示した参加資格がないと認められた者のした入札は無効とする。

12. 入札の取りやめ

次の場合には、入札を取りやめ、中止又は延期することがある。

(1) 談合についての情報があったとき又はその疑いがあるとき。

(2) 予期しない事態が発生したとき。

13. 落札者決定方法及び契約について

(1) 本入札においては、入札後直ちに開札を行うものとし、入札金額が予定価格を超過し、かつ最も高い額であった者を落札者として決定する。なお入札金額は、売却品の種類毎に、推定売却量に 1 k g あたりの単価 (ただし、円未満の額を含む金額を単価

とする場合には、小数点以下第1位または第2位までの表示とすること。) を乗じて求めた額を、すべて足し合わせて求めた金額とする。

(2) 落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、代わって入札に関係のない一宮市の職員にくじを引かせる。

(3) 第1回目の入札で落札者がいない場合は、ただちに再入札を行う。ただし、入札回数は、第1回を含め3回以内とする。

(4) 契約締結の際は、売却品の種類毎に、入札書の内訳表欄に記載された1kgあたりの単価を契約金額とする。

14. 暴力団の排除について

(1) 契約の締結

開札の日から契約締結の日までの期間において、落札者が「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」(平成24年12月18日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結)に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。

(2) 損害の賠償

暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、「合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。

(3) 妨害又は不当要求に対する報告義務及び届出義務

契約の履行にあたり妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに市への報告をするとともに警察への被害届の提出をしなければならない。これらを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

15. その他

(1) 入札書の内訳表欄に記載する1kgあたりの単価は、売却品の種類毎に、契約希望金額に相当する金額(税込み額)とすること。

(2) 詳細については、一宮市環境部施設管理課に照会すること。

【問合せ先】一宮市環境部施設管理課

住所：一宮市奥町字六丁山52番地 一宮市環境センター内

電話：0586-48-5383

Eメール：skanri@city.ichinomiya.lg.jp